

南相馬市一般廃棄物処理基本計画 素案（簡略版） ～みんなで作る循環型のまち 南相馬～

1 計画の策定趣旨

環境問題が深刻化する中、3Rの推進や天然資源の消費を抑制するとともに、循環型社会の形成が求められています。法制度面でも、環境基本法に基づき、廃棄物の適正処理に関する法律や個別物品の特性に応じた規制等が定められ、循環型社会の形成へ向けた整備が行われています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災（以下、「震災」という。）により、本市を含め、東日本沿岸部全域において、多大な被害を受け、災害廃棄物処理が喫緊の課題となるなど、廃棄物処理を取り巻く環境が大きく変化しました。

このような状況を踏まえ、本市における廃棄物処理をより適切に進めるため、廃棄物処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、「南相馬市一般廃棄物処理基本計画（平成28年度～平成37年度）」（以下、「本計画」という。）を策定することとなりました。

2 ごみ処理基本計画

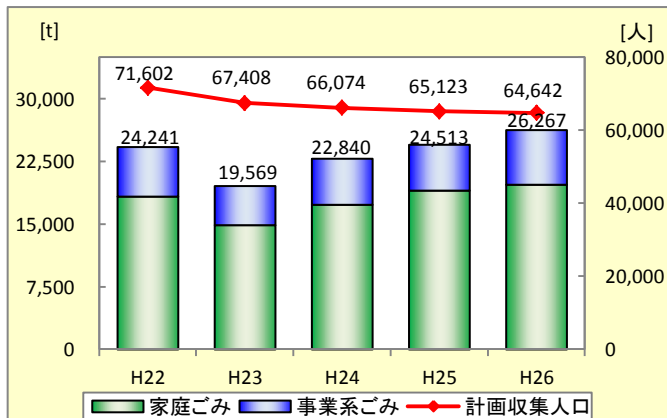
(1) ごみ処理の現状及び課題

本市におけるごみ処理の現状及び課題の概要は以下のとおりです。

- ・ 家庭系ごみ及び事業系ごみともに、**増加傾向**にあり、総排出量は**平成22年度比で約2,000トン増加**
- ・ 人口1人1日当たりごみ排出量が、**国や県と比較して多い**状況
- ・ 資源化量は増加傾向にあるが、ごみの総排出量の増加に伴い、**資源化率が低下傾向**
- ・ **燃えるごみ中の含水率が高い**ため、生ごみ水切り等、排出段階における対策が必要
- ・ **最終処分場の残余容量が少なく**なっているため、最終処分量の抑制や新たな処分先の確保等が必要

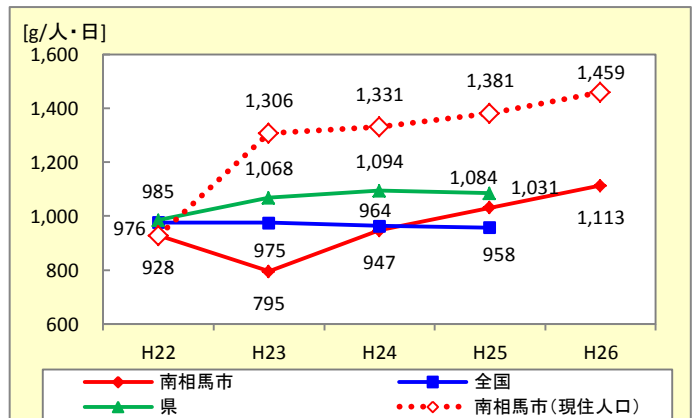
<平成26年度実績>

総排出量：26,267トン
 家庭系ごみ排出量：19,725トン →増加傾向
 事業系ごみ排出量：6,542トン →増加傾向



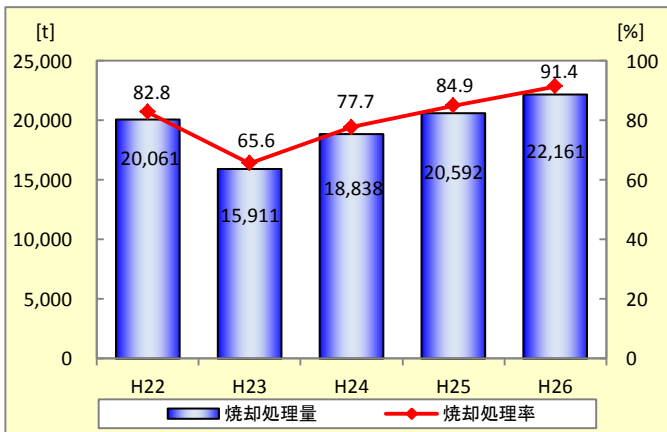
<平成26年度実績>

1人1日あたりごみ排出量
 本市人口：1,113g/人・日 →増加傾向
 現住人口：1,459g/人・日 →増加傾向



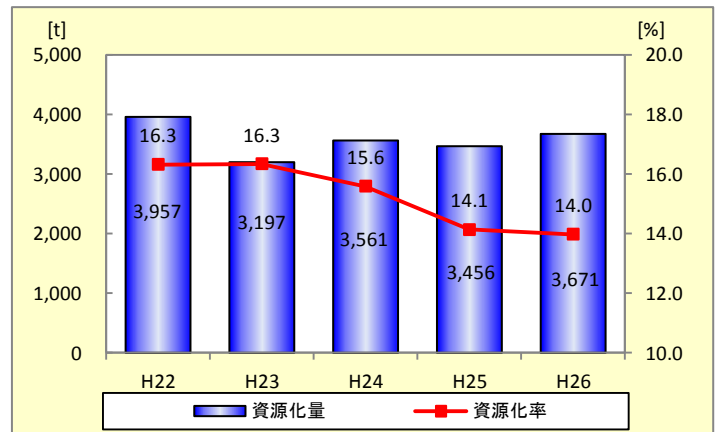
<平成26年度実績>

焼却処理量：22,161トン →増加傾向
 焼却処理率：91.4% →増加傾向



<平成26年度実績>

資源化量：3,671トン →横ばい
 資源化率：14% →減少傾向



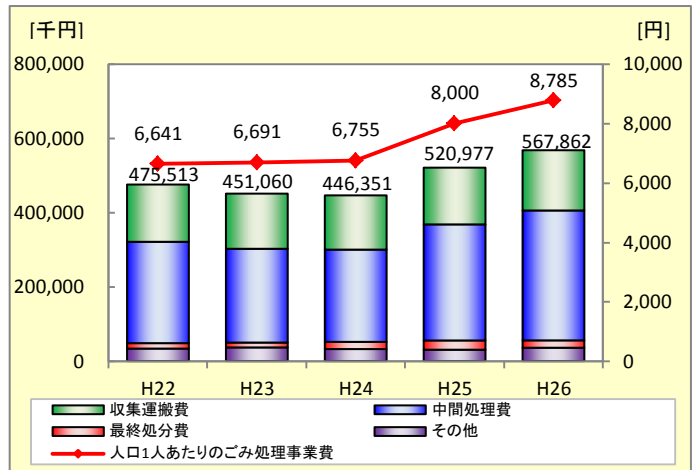
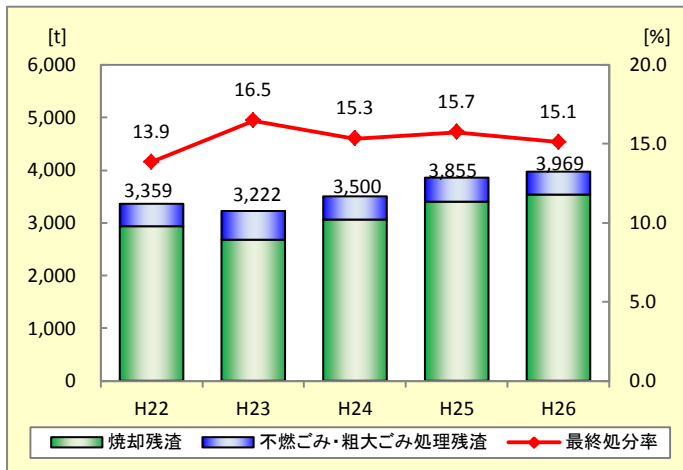
＜平成 26 年度実績＞

最終処分量：3,969 トン
最終処分率：15.1%

→増加傾向
→横ばい

＜平成 26 年度実績＞

年間の処理経費：567,862,000 円 →増加傾向
1 人あたりの年間処理経費：8,785 円 →増加傾向



(2) 基本理念及び基本方針

本市の基本理念及び基本方針を以下のとおり定めます。

市民一人ひとりが「もの」を大切に、捨てられるものを減らし、
資源が循環して使用されるまちを構築する。

『みんなでつくる循環型のまち 南相馬』

【基本方針 1：人材育成と市民、事業者、市の連携推進】

ごみ問題に対する市民や事業者の意識を向上させ、取組を推進していきます。また、市民、事業者、市の三者の連携が必要不可欠であるため、それぞれの役割を明確にし、相互の連携を図っていきます。

【基本方針 2：ごみの発生抑制・再利用・リサイクルの推進】

ごみの発生を抑制するため、市民や事業者へ環境学習の機会を提供するとともに、ものの再利用やリサイクルに取り組みやすい環境を整備していきます。

【基本方針 3：環境への負荷を抑えたごみ処理システムの構築】

ごみの収集・運搬、処理・処分の過程において発生する環境への負荷を抑制するとともに、リサイクルを推進する体制を整備していきます。

【基本方針 4：ごみゼロを見据えたごみ処理体制の構築】

将来的に本市で発生するごみを限りなくゼロへ近づけるために、ごみの発生抑制や 3R へ取り組む方法などを市民や事業者へ発信し、ごみゼロへ取り組んでいく体制を整えていきます。

(3) 平成 37 年度の数値目標

平成 37 年度の数値目標を以下のとおり定めます。

平成 37 年度までに

1 人 1 日当たりのごみ排出量：950g/人・日以下（震災前の水準に戻す）

リサイクル率：30%以上

最終処分量：平成 26 年度比で約 1,500t 削減

(4) 今後の施策体系

『みんなで作る循環型のまち 南相馬』

基本方針1

人材育成と市民、事業者、市の連携推進

重点施策

- 市民及び事業者への普及啓発
 - ・ 広報誌等でリサイクルやプ
レサイクルの考え方を周知
 - ・ 隣組未加入者や集合住宅居
住者へごみの排出方法を周知
- 環境教育の推進
 - ・ 小中学校で環境教育を推進
 - ・ 学習の場にごみ処理施設や
リサイクルプラザを活用
- 地域活動の取組推進
 - ・ 環境衛生推進委員の活動を
推進・支援
 - ・ 地区に根ざした取組の推進
体制を整備
- 不法投棄の監視体制の強化
 - ・ 不法投棄監視カメラの設置
 - ・ 不法投棄監視員の拡充

基本方針2

ごみの発生抑制・再使用・
リサイクルの推進

重点施策

- ごみの排出抑制へ向けた取組
推進
 - ・ 市民や事業者による生ごみ
の水切りや堆肥化の取組を
推進
 - ・ マイバック持参やレジ袋の
削減を促進
- 適正分別の推進
 - ・ 紙ごみの分別徹底及び簡易
包装の推進
 - ・ 家庭ごみ収集カレンダーや
ごみ減量ガイドブック等に
よる分別の推進

基本方針3

環境への負荷を抑えたごみ
処理システムの構築

重点施策

- 中間処理施設の整備
 - ・ ごみ焼却施設基幹的設備改
良工事の実施 (H27~H30)
 - ・ 中間処理施設でのごみの適
正処理と計画的な管理・運営
を推進
- 最終処分場の整備
 - ・ 最終処分場のかさ上げ工事
の実施 (H29 予定)
 - ・ 最終処分場の新設を検討

基本方針4

ごみゼロを見据えたごみ
処理体制の構築

重点施策

- 資源化推進に向けた施策の検
討
 - ・ プラスチック製容器包装等
収集の目標年度内の実施を
目指し、積極的に検討
 - ・ 小型家電の収集を検討
- 新たな資源化方法の検討
 - ・ 剪定枝等のチップ化や堆肥
化等、資源化方法を検討
- 高齢者世帯に対する収集・運
搬体制の検討
 - ・ 高齢者や障害者世帯への戸
別回収の実施可能性を検討

市民・事業者・市の役割

【市民の役割】

- ・ ごみをできる限り出さないライフスタイルの実践
- ・ 環境に配慮した製品の選択
- ・ 市や事業者の行う取組へ積極的に参加

【事業者の役割】

- ・ 生産過程の工夫や容器包装の簡素化等を推進
- ・ 資源の再生利用等を事業者間で連携し推進
- ・ 自社製品の回収等による自主的な循環利用

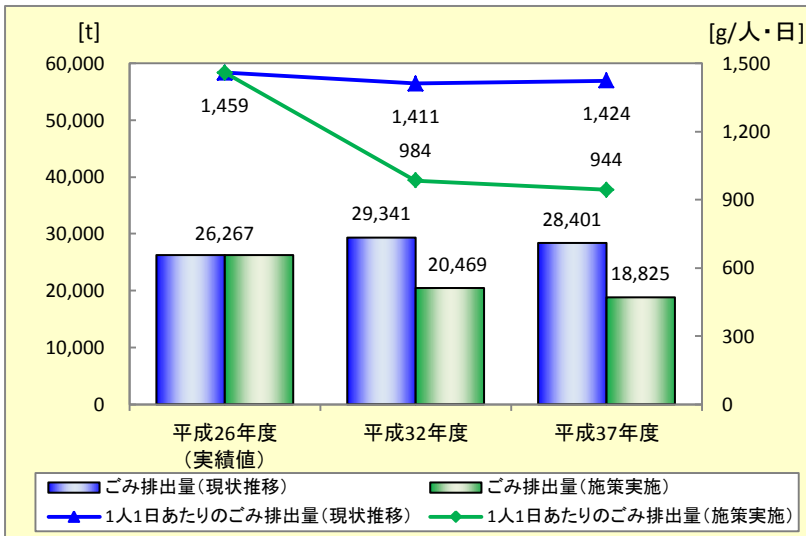
【市の役割】

- ・ ごみの適正処理・処分の実施
- ・ 市民や事業者の取組支援や情報発信
- ・ ごみや資源物の循環利用に係る支援等

(5) ゴミ排出量及び処理量の将来予測

普及啓発やごみの減量・資源化の推進を図る施策を実施した場合、今後のごみ排出量及び処理量は以下のように推移することが見込まれます。

【ごみ総排出量及び1人1日当たりのごみ排出量の将来予測】



平成37年度時点の排出量

＜施策を実施しない場合＞

- ・ごみ総排出量：28,401 トン
- ・1人1日あたりのごみ排出量：1,424g/人・日



＜施策を実施した場合＞

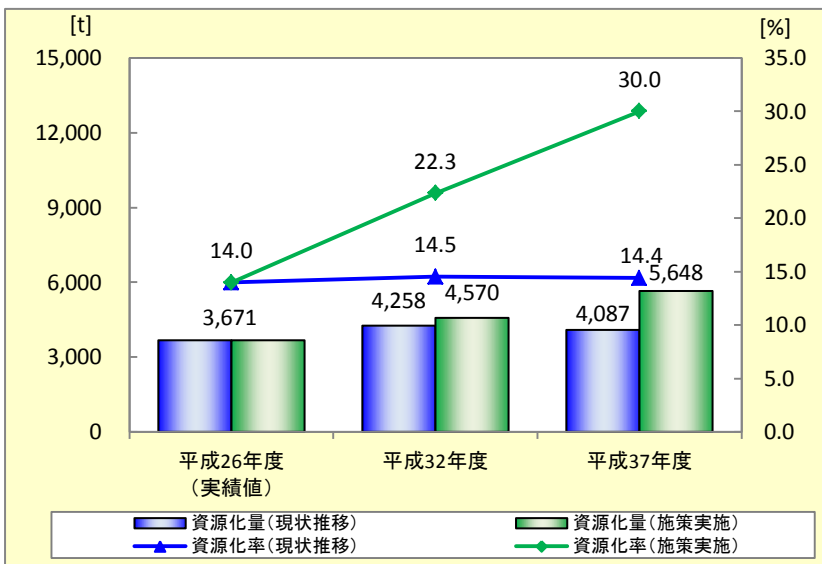
- ・ごみ総排出量：18,825 トン
- ・1人1日あたりのごみ排出量：944g/人・日

施策を実施した場合の削減見込

ごみ総排出量：9,576 トン

1人1日あたりのごみ排出量：480g/人・日

【資源化量及び資源化率の将来予測】



平成37年度時点の排出量

＜施策を実施しない場合＞

- ・資源化量：4,087 トン
- ・資源化率：14.4%



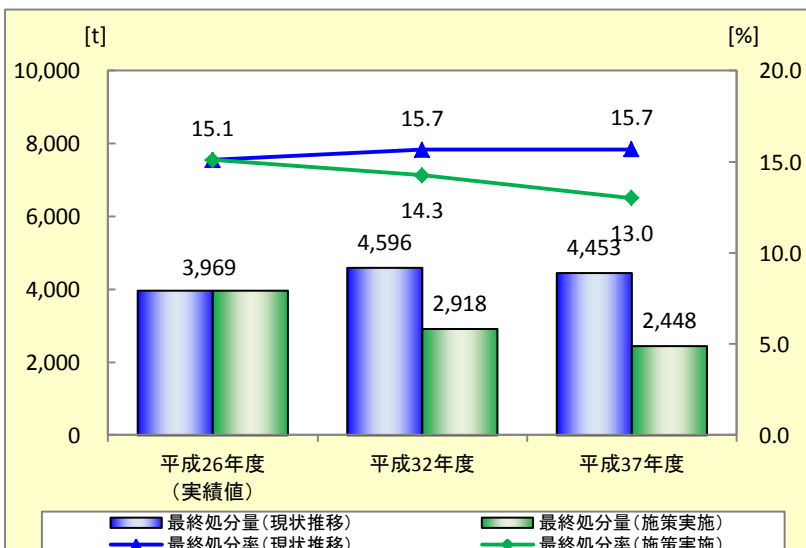
＜施策を実施した場合＞

- ・資源化量：5,648 トン
- ・資源化率：30.0%

施策を実施した場合の上昇見込

資源化率：15.6%

【最終処分量及び最終処分率の将来予測】



平成37年度時点の排出量

＜施策を実施しない場合＞

- ・最終処分量：4,453 トン
- ・最終処分率：15.7%



＜施策を実施した場合＞

- ・最終処分量：2,448 トン
- ・最終処分率：13.0%

施策を実施した場合の削減見込

最終処分量：2,105 トン

最終処分率：2.7%

3 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水処理の現状

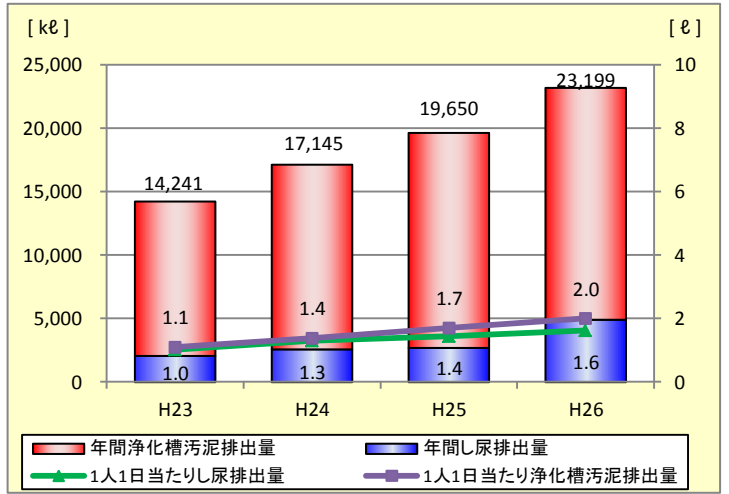
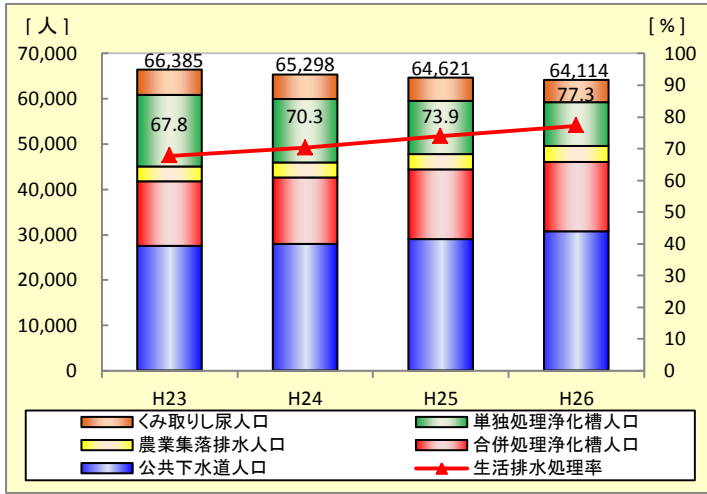
本市における生活排水処理の現状は以下のとおりです。

<平成 26 年度実績>

水洗化人口：49,533 人 →増加傾向
生活排水処理率：77.3% →増加傾向

<平成 26 年度実績>

年間し尿排出量：4,922 kℓ →増加傾向
年間汚泥排出量：18,277kℓ →増加傾向



(2) 今後の生活排水処理

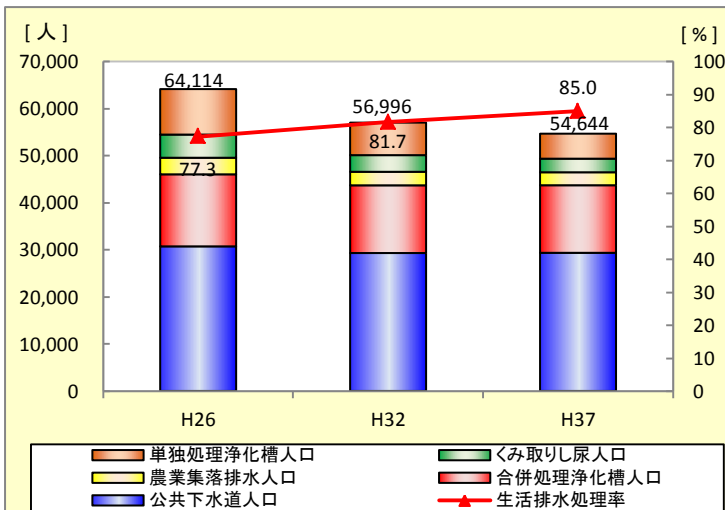
本市では、豊かな水環境を保全していくため、家庭や事業所から排出される生活排水を適正に処理し、「安心・安全なまちづくり」を実現していきます。

【基本方針】

1. 人口密集地域においては、下水道及び農業集落排水施設による処理を基本とし、普及を図ります。
2. 人口密集地域以外の地域においては、合併処理浄化槽による処理の普及を図ります。
3. 単独処理浄化槽及びくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換促進を図ります。

平成 37 年度の整備目標 : 生活排水処理率=85%以上

【生活排水処理人口及び処理率の将来予測】



【し尿及び浄化槽汚泥の排出量の将来予測】

